

# 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

## 【 重要事項説明書 】

### 1. グループホーム二本松養生所が提供するサービスについての相談窓口

TEL 095-811-1919 ・ FAX 095-811-1800

### グループホーム二本松養生所

### 2. サービス事業所の概要

居宅サービス事業者の指定番号及びサービス提供地域

- ◆ 事業所名：医療法人社団春秋会 グループホーム二本松養生所
  - ◆ 所在地：長崎市戸町2丁目177番28号
  - ◆ 介護保険指定番号：4270101761
  - ◆ サービスを提供する地域：長崎市及び長崎市近郊
- ※ 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

### 3. 建物の概要

ア. 都市計画上の用途地域	第一種低層専用地域
イ. 建物形態	単独型
ウ. 建物構造	鉄筋コンクリート造り (2階建ての2階部分)
エ. 広 さ	敷地面積(7771.81)㎡ 延床面積(596.98)㎡ 居室面積 (11) ㎡
オ. 二人部屋の有無	無

### 4. 利用定員

9名 (9室)

### 5. 入居者の概要

要支援2及び要介護者で軽い認知症の状態にある方に対し、家庭的な環境の下で最大9名のグループで共同生活を営み、その住居において利用者の残存能力の保持・向上を目的として実施・援助を行う。

### 6. サービス内容

#### ① 居室

個室になります。

#### ② 食事

朝食 入居者様の起床時間にあわせて

昼食 12時前後

夕食 18時前後

原則ダイニングルームにて、おとりいただきます。

#### ③ 入浴

週に最低2回入浴していただきます。

ただし、状態に応じ特別浴または清拭となる場合があります。

#### ④ 介 護

サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

#### ⑤ 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

#### ⑥ 健康管理

当施設では、年間2回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、随時10:00から12:00まで健康相談サービスを受けることができます。

#### ⑦ 理美容サービス

当施設では、随時利用サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

#### ⑧ 行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

#### ⑨ 日常費用支払代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。

サービスご利用に際しては別途「日常費用支払代行契約書」の締結が必要となります。

#### ⑩ 所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

#### ⑪ 家族会

当施設では、2ヶ月に1回(原則として日曜日)に家族との連絡・交流会等の行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。その際は、あらかじめご連絡申し上げます。

## 7. 利 用 料 金

### <法定代理受領サービス>

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)…7級地

1	要支援2	761 単位×10.14=	7,717 円
2	要介護1	765 単位×10.14=	7,757 円
3	要介護2	801 単位×10.14=	8,112 円
4	要介護3	824 単位×10.14=	8,355 円
5	要介護4	841 単位×10.14=	8,528 円
6	要介護5	859 単位×10.14=	8,710 円
7	医療連携加算(I)ハ (要支援2の者については加算されません)	37 単位×10.14=	375 円
8	初期加算 (入居した日から起算して30日以内の期間について加算)	30 単位×10.14=	304 円
9	入退院支援	246 単位×10.14=	2,494 円
10	夜間支援体制加算(I)	50 単位×10.14=	507 円
11	サービス提供体制強化加算(I)	22 単位×10.14=	490 円

1 2	介護処遇加算 I		18.6%
1 3	口腔衛生管理体制加算	30 単位×10.14＝	304 円
1 4	生活機能向上連携加算	200 単位×10.14＝	2,028 円
1 5	科学的介護加算	40 単位×10.14＝	405 円

※ それぞれ1割、2割、3割を利用料として請求させていただきます。

※第1号被保険者で合計所得金額が160万円以上の方は2割を利用料として請求させていただきます。

(ただし、第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円未満、第1号被保険者が2人以上いる世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻します。また、2割負担となるのは基準以上の所得を有する本人のみとなり、同一世帯でも負担割合が異なることがあります。) その他、公費支払いが認められている利用者はその利用料が減免される。

※第1号被保険者で合計所得金額が220万円以上の方は3割を利用料として請求させていただきます。

(ただし、第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)は2割負担に戻します。

#### <法定外受領サービス>

i 食材料費 1日につき 1,600円  
(朝食340円、昼食600円、夕食660円)

II 住居費 1日につき 1,540円

III 管理費(水道光熱費・共益費) 1日につき 880円

IV 保証金(入居時) 30,000円

- 保証金は退居時の居室修繕の費用にあてさせていただきます。但し居室修繕の必要がない場合又はその金額に満たない場合は全額または差額を退居時に返金させていただきます。
- 上記利用料の額に当たるサービスの提供に当たっては、予め利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名・押印をいただきます。
- 入院期間中においては、食材料費については徴収しませんが、管理費・住居費については、徴収致します。ただし、入院期間中に認知症対応型短期利用共同生活介護(ショートステイ)の利用者が使用した場合、利用日数分に居室利用料(管理費・住居費)2,420円/日に乗じた金額を減額致します。

#### 解 約 料

あなたは、いつでも解約することができます、一切料金はかかりません。

##### 【支払方法】

料金が発生する場合は、月ごとに精算とし翌月20日までに前月分の請求をいたしますので、請求書到着後月末までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、銀行振込・自動引落・郵便振替・現金集金の中から選べます。

#### 8. サービスの利用開始

まずは、グループホーム二本松養生所にご相談下さい。

事前に訪問し、あなた及びあなたの家族に面談させていただき、後日入居が可能であるかを二本松養生所より連絡させていただきます。

入居時までにサービス計画書を作成し、あなた及びあなたの家族に説明し、同意をいただきます。

同意を得た上で契約をかわし、入居日を決定いたします。  
入居後は、サービス計画書に沿ってサービスの提供を開始します。

## 9. 職員体制、職種及び、員数

- ・管理者：1名(介護職員兼務)
- ・計画作成担当者：1名(介護職員兼務)
- ・介護従業者：8名(常勤専従6名・常勤兼務2名)
- ・安全管理者：8名(常勤兼務8名)

## 10. 協力医療機関

南長崎クリニック・山の手クリニック・野島歯科

### 11. 緊急時の対応

- ① 入居者様の病状が急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに御家族、管理者、ホーム長に報告します。
- ② 火災又は水害・台風・洪水・地震などの天災により災害が発生したときは自衛消防組織編制(別表)に基づいた具体的計画によるものとします。また、月1回の定期的な避難訓練及び毎月の消防点検を実施するものとします。

### 12. 事故発生時の対応

- ① 処理責任者及び代理の者は、事故発生時の対応として迅速かつ適切な対応をとる為に、以下の事項に応じた連絡体制をとる。

ア 利用者の家族への連絡

イ 市町村への連絡

ウ 主治医への連絡及び救急車の要請

エ 保険会社への連絡

オ 警察への連絡

※以上のそれぞれの連絡については、事故の内容に応じてそれぞれの関係機関に連絡すること。

※但し、家族への連絡は必ず行う。

### 13. 身体拘束の適正化に関する指針

ア 入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者及び利用者の行動を制限する行為を行わない。

イ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態度及び時間、その際の入居者及び利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族に伝え同意の文章を得る。

ウ 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。

エ 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。

オ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化の為の研修を定期的実施する。

### 14. サービスの終了

- ① あなたのご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

- ② グループホーム二本松養生所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、

終了させていただく1ヶ月前までに文書で通知するとともに、あなたの地域の他居宅介護支援事業者情報をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ◆ あなたが他の介護保険施設に入所した場合
- ◆ 介護保険給付でサービスを受けていたあなたの要介護・要支援認定区分が、要支援1または非該当（自立）と認定された場合
- ◆ あなたがお亡くなりになった場合

④ その他

グループホーム二本松養生所は、あなたやあなたの家族などが二本松養生所や二本松養生所の従事者に対して、この契約を継続しがたいほどの信頼関係を失った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

15. サービス内容に関する苦情・相談

①あなたの苦情・相談担当

グループホーム二本松養生所に関するご相談・苦情およびサービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 二本松養生所 主任介護職員

TEL 095-811-1919 ・ FAX 095-811-1800

【その他の問合せ先】 長崎市介護保険課(市役所1階) 095-829-1163

②その他サービス内容：

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
通所介護・介護予防通所介護  
介護予防・日常生活支援総合事業  
(第一号通所事業(ミニデイサービス)(介護予防通所介護相当サービス))  
通所リハビリテーション  
ホームヘルパー養成研修事業  
居宅介護支援事業所  
障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業  
訪問介護  
介護予防訪問介護  
夜間対応型訪問介護  
介護予防・日常生活支援総合事業(第一号訪問事業(生活援助サービス))  
訪問看護ステーション  
介護予防訪問看護ステーション  
小規模多機能型居宅介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
地域包括支援センターの受託経営  
介護予防支援事業

令和 6年 11月 24日

グループホーム二本松養生所のサービス提供開始にあたり、あなたに対して契約書及び本書書面に  
基づいて重要な事項を説明しました。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス事業者  
長崎市戸町2丁目177番28号  
医療法人社団春秋会 グループホーム二本松養生所

説明者： \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により、グループホーム二本松養生所から認知症対応型共同生活介護・介  
護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者氏名

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(ご家族様氏名)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_